

お知らせ

申請者各位

(補足等追記：平成28年6月1日)

平成28年4月1日

経済産業省農水産室

水産物に係る輸入承認の有効期間の最大延長可能期間の明確化について

水産物に係る輸入承認の有効期間については、6月を基本とし、特別な必要性が認められた場合に限り、最大6月毎の延長を可能としております。

今般、国内の需給調整と限りある水産資源の適切な維持・有効利用の促進等を目的とする輸入割当制度の趣旨に鑑み、下記のとおり、4月19日以降発行される水産物に係る輸入承認の有効期間の最大延長可能期間（輸入承認証に切り替えた日を起算日とする）を24月とします（1回の延長はこれまでどおり最長6月。同日以降に発表した輸入発表（たら等）中の【注意】の記述もご参考ください）。

なお、すでに発行済みの輸入承認については、従前のとおり取り扱います。

記

- ・水産物に係る輸入承認の有効期間の最大延長可能期間を24月とする。
- ・延長承認回数の上限は設けない。
- ・有効期間の延長に係る審査は、引き続き、各経済産業局等において、輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について（輸入注意事項10第49号）に基づき行う。

<補足：具体例>

- ・平成28年6月1日に輸入承認証が発行された場合、当該輸入承認に係る有効期間の最大延長可能期日は、平成30年6月1日。
- ・平成28年4月18日以前に延長した輸入承認の再延長を平成28年4月19日以降に承認した場合、当該輸入承認に対する本ルール（有効期間の最大延長可能期間を24月とするルール）の適用はなし。
- ・平成28年4月18日以前に一部を輸入承認に切り替えている輸入割当ての残部を平成28年4月19日以降に輸入承認に切り替えた場合、当該輸入承認に対する本ルールの適用はなし。